

R5事業実施プロセスシート

教育推進部

No.	所管部	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
1	教育推進部	教育保育課	(視点)03生きがい(政策)06育つ	31.子どもの健やかな育ちを実現します	幼児教育・保育推進事業	支援が必要な子どもをサポートするシステムの導入	特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する計画を作成及び日々の指導を一体的にサポートする仕組みを導入し、「特別支援教育の質の向上」につなげることを目的とする。	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の特性や実態を多角的に把握し、「個別の指導計画」等の具体的な目標を設定し、日々の学習指導等の充実を図る。	・4月～:サポートシステムを導入する。 ・9月～:各校の校務支援システムとの連携を図る。 ・12月～:「特別支援教育の質の向上」及び「業務改善の軽減」の2つの観点からアンケートを実施し、効果検証を図る。	→	4月:サポートシステムの契約準備を進める 5月:サポートシステムの取扱事業者、各社のシステムの内容等について調査を実施 6月:サポートシステムの契約を締結、サポートシステムに関して担当者説明会を実施 7月:サポートシステムに関して担当者研修会を実施 8月:園所にPCを貸与、小中学校の校務システムと連携し、サポートシステムの利用を開始 9月:運用で生じたシステム上のトラブル等について対応 10月:運用で生じたシステム上のトラブルの解消及び利用促進 11月:就学前施設の活用方針の検討。 サポートシステム担当者による巡回研修実施。 12月:就学前パイロット園所(4園所)でアセスメント実施。 1月:就学前パイロット園所でオンラインケース相談実施。 2月:令和6年度学校園所でのサポートシステム運用充実のための調整。 具体的には支援が必要な学校すべての児童生徒及び3歳児のまなびプランの運用を行った。	
2	教育推進部	入園所相談課	(視点)03生きがい(政策)06育つ	31.子どもの健やかな育ちを実現します	幼児教育・保育施設運営支援事業	民間保育施設等への置き去り防止対策の支援	民間園所での子どもの置き去り防止のため、送迎バス等への置き去り防止センサー等の設置や、GPSを活用した見守りサービス等の導入の費用を補助する。	早期に補助金を案内し、民間園所に送迎バス等への安全装置の整備を年度内に必ず行ってもらうとともに、GPSを活用した見守りサービス等の導入園所に補助を行う。	4・5月:補助金交付要綱策定・補助金申請案内 6・7月:補助金交付 3月:実績報告案内	★	4月:補助金交付要綱、申請案内通知等の作成 5月:補助金要綱策定、申請案内の通知を発送 6月:提出された交付申請の内容確認(7園(11台)について遅くとも7月中旬に整備予定) 7月:交付対象の全7園に交付決定を行った(7園(11台)について7月中旬に整備完了確認済) 8月:交付決定した園から実績報告を提出してもらい、補助金の支払処理を行った。	
3	教育推進部	入園所相談課	(視点)03生きがい(政策)06育つ	31.子どもの健やかな育ちを実現します	【戦略1-2】子育て世帯の家庭生活と仕事の両立を支援します	留守家庭児童育成クラブ事業	留守家庭児童育成クラブの待機児童解消をめざし、民間クラブの誘致や夏休業期間中のみ市立育成クラブの開設の拡充などを検討し、取組を進める。定員の弾力的な運用と人材確保方を検討する。	令和6年5月1日時点の待機児童解消に向けて、児童受け入れ定員数が確保できている。	【民間クラブの誘致検討】 令和5年5月 令和5年5月1日時点の待機児童数確定 令和5年6月 令和6年度の入所申請者数推計 民間クラブ誘致検討 令和5年7～11月 民間クラブ事業者の募集及び選定 令和5年12～3月 民間クラブの開所に伴う施設改修等に対する補助金申請・交付  【夏休業期間中のみ市立育成クラブ開設の拡充】 (令和5年拡充校:久代、緑台・陽明) 令和5年4～6月:内定通知 令和5年4～5月:人材派遣契約 令和5年4月～:夏休業期間中のみ育成クラブ開設準備 令和5年7～8月:夏休業期間中のみ育成クラブ開設 令和5年10～3月:令和6年度入所募集	→	【民間クラブの誘致検討】 5月:令和5年5月1日時点の待機児童数を集計 6月:令和6年度以降の入所申請者数推計 7月～9月:令和6年度以降の入所申請者数推計、民間クラブ誘致検討 9月:市長協議を実施し民間クラブの誘致方針を決定 10月～:民間留守家庭児童育成クラブ運営事業者募集開始(公募型プロポーザル、12月28日まで)。 12月:民間留守家庭児童育成クラブ運営事業者募集締切(2事業者が応募) 1月:(公募型プロポーザルを中止(2事業者とも募集要件に規定する条件を満たすことができず、参加辞退届を提出) 2月:募集方法等の再検討  【夏休業期間中のみ市立育成クラブ開設の拡充】 4月:内定通知発送、人材派遣発注準備及び開設準備を進める。 5月:人材派遣業務を発注 6月:人材派遣業務契約締結 7～8月:夏休業期間中のみ育成クラブ小学校で開設・運営(久代小・川西北小・明峰小・多田小・緑台小(陽明小と合同)・北陵小) 11月:令和6年度入所募集開始 12月:令和6年度入所募集 1月:通常募集内定通知 2月:追加募集内定通知	教育保育職員課
4	教育推進部	教育保育課	(視点)03生きがい(政策)07学ぶ	34.児童・生徒の学力を向上させます	学校教育支援事業	帛国・外国人幼児児童生徒に対する語学支援	日本語理解が不十分な外国人幼児児童生徒もしくは帛国幼児児童生徒(以下「当該幼児児童生徒等」という。)及び保護者に対し、教員等と当該幼児児童生徒等及び保護者とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、学校園所生活への早期適応を促進することを目的とする。	市費による通訳を派遣し、学校園所生活への早期適応を促進することを図る。	・4月市立園学校に通訳を派遣する。(1日3h×40日＝120h) ・外国籍の転入者を把握次第、配置に向けての面接を行い、1～2週間以内の配置を目指す。	→	4月:市立3中、市立3小、保育1所に通訳を配置完了 6月:配置している通訳に対して、巡回指導を行い、実施状況を確認。 7月:巡回指導を継続して行い、指導状況を確認。 8月:1学期の勤務状況の確認を行い、年間計画に沿って進めることができるか確認した。 9月:巡回指導を行い、実施状況を確認。 10～2月:実施状況を確認。対象児童4名の児童に対して聞き取りし、最低限度の日常会話ができるようになったことを確認した。	
5	教育推進部	教育保育課	(視点)03生きがい(政策)07学ぶ	34.児童・生徒の学力を向上させます	学校教育支援事業	中学生が少人数で授業を受けられる環境整備	中学校における数学・外国語について、全学年で少人数授業を実現するために、兵庫型学習システムの加配教員に加えて、基礎学力定着に係る少人数指導加配教員を新たに配置することにより、生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着につなげることを目的とする。	市内全中学校に基礎学力定着に係る少人数指導加配教員を配置する。生徒アンケートの実施により、少人数授業を効果的であると肯定的に回答する割合を9割以上とする。	・4月:市立中学校へ少人数指導加配教員の配置 ・6月～:少人数授業について現地視察 ・6～7月:少人数授業の実施状況について、現地視察を実施した。 ・1月:少人数授業について生徒アンケートの実施 ・3月:少人数指導加配教員の配置に向けた調査 ・3月:少人数指導加配教員の配置決定	→	・4月:市立4中学校へ少人数指導加配教員の配置完了。未配置の3校については、継続して人員確保に努める。 ・6～7月:少人数授業の実施状況について、現地視察を実施した。 ・8月:少人数指導加配教員の現状について聞き取り調査を実施し、調査結果を全校で共有した。 ・9月:少人数授業の実施状況について、2学期の現地視察を計画した。 ・10～11月:令和6年度の少人数授業のあり方について検討を進めた。 ・12月:令和6年度の少人数授業実施に係る学校希望調査を実施した。 ・1月:令和6年度の少人数指導加配教員の配置に向けたヒアリングおよび意向調査を実施した。 なお、年度当初の3校での加配教員未配置は、現時点でも解消できていない。 ・2月:令和6年度の少人数指導加配教員の配置に向けたヒアリングおよび意向調査を進めた。また、少人数授業を受けた生徒に対する意識調査を実施した。	

R5事業実施プロセスシート

教育推進部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
6	教育推進部 教育推進課	(視点)03生きがい(政策)07学ぶ	33. すべての子ども・若者の逞(たくま)しい成長を社会全体で支援します		地域・学校連携協働推進事業	地域学校協働活動の推進	学校運営協議会を17校圏に拡充します。また、学校・家庭・地域の連携に向けて必要な地域人材を確保するため、地域学校協働本部を同じく3中学校区、17校圏に拡充します。	4月：地域学校協働活動推進員の委嘱 5月：各学校による学校運営協議会第1回開催時に委員の委嘱 ・学校運営協議会の開催 ・地域学校協働活動の実施 ・教職員、地域ボランティア向けの研修実施 ・中学校区地域学校協働本部会の実施 地域人材を確保し、学校・家庭・地域が連携を固り子どもたちの健全育成を支援する。	4月：地域学校協働活動推進員の選出 5月：地域学校協働活動研修会時に委員の委嘱 6月：学校運営協議会の開催、地域学校協働活動の実施 6～12月：学校運営協議会の開催、地域学校協働活動の実施 設置を考えている学校の教職員や地域の方に指導主事が「学校運営協議会や協働活動について」説明 1月：令和5年度、4小学校・2中学校に学校運営協議会が新設されるため各校で開設に向けた準備 2月：学校運営協議会の開催、地域学校協働活動の実施	→	・4月：学校運営協議会随時開催。教育保育課より地域学校協働活動推進員、協働活動支援員への説明会を行い、事業の周知を図る。 ・5月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立中3、市立小5、市立幼稚園1実施) ・6月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小5、市立幼稚園1実施) ・7月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小3、中3、特1) ・8月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小1、中1)、OSマイスターを講師として夏季教職員研修を実施。 ・9月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小2、中2、特1) ・10月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小3、) ・11月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小4、中2、川養1、幼1) 11/20地域学校協働本部運営会議を開催 ・12月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小6、中2、こ1、幼1) ・1月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小1、中2) ・2月：各校圏において学校運営協議会を開催、地域学校協働活動を実施(市立小8、中1、特1、幼3)2/22地域学校協働本部運営会議を開催	
7	教育推進部 教育推進課	(視点)03生きがい(政策)07学ぶ	35. こころ豊かな児童・生徒を育みます	【戦略1-4】いじめや不登校などの相談体制の充実を図ります	校内学びの場づくり事業	市内全小・中学校での校内フリースクール拡充	不登校の児童生徒全ての学びの場を確保するため、市立小中学校にて校内フリースクールを開設し、支援員を配置する。 なお、名称は校内サポートルームに変更する	・4月：各校支援員の確保、市立小中23校へ配置 ・5月：生徒指導担当者会議で各校の取り組み状況を共有する ・6月～：校内サポートルーム運用の現地視察 ・7月～：校内サポートルーム支援員対象研修実施(年2回) ・7月～：通室児童生徒への利用状況アンケート実施(年3回) ・9月：サポートルームに通室できていない不登校児童生徒の状況確認 ・2月：次年度の支援員配置に向けた調査の実施	・4月：各校の支援員の確保、市立小中23校へ配置完了 ・5月：生徒指導担当者会議にて、設置目的を市教育委員会から再度周知のうえ、各校の取組み状況を交流した。 ・6月：校内サポートルームの活用に係る教職員への意識調査を実施し、調査結果を全校で共有した。また、校内サポートルームの運用について、現地視察を実施。 ・7月：校内サポートルームの運用について、現地視察を実施。また、校内サポートルーム支援員対象に研修会を実施した。 ・8月：校内サポートルーム支援員対象研修の分析を行った。 ・9月：利用した児童・生徒と教職員に対する意識調査を実施した。 各学校からサポートルームに通室できていない不登校児童生徒の状況確認の報告を受け、集計済み ・10月：児童・生徒、保護者、教職員の意識調査を分析し、学校へのフィードバックを通して、運営改善を促した。 ・11月：令和6年度の環境整備のあり方及び支援員の雇用形態について検討を進めた。 ・12月：より効果的な校内サポートルームの運営を目指すため、支援員研修の実施内容を検討した。 ・1月：校内サポートルーム支援員研修を実施するとともに、必要とする学校に対して個別支援を実施した。 ・2月：令和6年度の支援員配置に向けた意向調査を進めた。また、校長会および教頭会にて本年度の取り組み内容を周知した。	→		

R5事業実施プロセスシート

教育推進部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
8	教育推進部	教育保育課	(視点)03生きがい(政策)06育つ 31. 子どもの健やかな育ちを実現します		幼児教育・保育推進事業	保育士等の人材確保とスキルの向上	・小規模保育事業所及び認可園の実地指導、初任者訪問研修、キャリアアップ研修等を開催するとともに、認可外保育施設を含めて各種研修の案内を周知し、積極的な参加を呼びかけ、スキルアップを図ります。 ・民間施設の実地研修の開催及び、現場のニーズに応じた研修会の開催。 ・オンラインを活用し、より多くの職員が参加できるようにする。	・令和5年5月～令和6年3月小規模保育事業所実地指導(7施設各3回) ・令和5年6月～12月認可園実地指導(21施設各1回) ・令和5年5月～初任者訪問研修実施 ・令和5年6月～子育て支援員研修案内、調整 ・令和5年6月キャリアアップ研修業者選定プロポーザル11月、12月研修会実施 ・随時研修会の案内を各園所に送付 ・部会と連携して年間計画を作成し、講師派遣の計画を立てる。 zoom等オンラインを活用して研修会を実施する。	4月:小規模保育事業所、民間園所実地指導の日程調整完了。各種研修会案内周知、参加取りまとめ申し込み完了。 5月:市立園所の初任者訪問研修を6園所で実施。 県主催子育て支援研修の案内周知。 6月:小規模保育事業所実地指導は全7施設で1回目実施完了。民間園所実地指導は3園所で実施済み。市立園所の初任者訪問研修を2園所で実施。対象全8園所で実施済み。県主催子育て支援研修申込受付。 キャリアアップ研修業者選定プロポーザルについてHP掲載、募集開始。 オンラインを活用した研修会を実施(地域子育て支援担当者部会) 7月:民間園所実地指導は6園所で実施済み。 キャリアアップ研修はプロポーザルから見積もり合わせに切り替え実施事業者を決定。 オンラインを活用した研修会を実施(0・1,2歳児保育実践部会) 8月:民間園所実地指導は9園所で実施済み。 キャリアアップ研修は県への指定申請済み。 9月:小規模保育事業所実地指導は2施設で2回目実施済み。 民間園所実地指導は14園所で実施済み。 キャリアアップ研修は県の指定を受け申込受付開始。 県主催の子育て支援員研修は8.9月で受講完了。 子育て支援研修の施設見学について日程調整済み。 10月:小規模保育事業所の実地指導は全施設で2回目実施完了。 民間園所の実地指導は17園所で実施済み。 キャリアアップ研修は受講受付終了。 オンラインを活用した研修会を実施(0・1,2歳児保育実践部会) 11月:民間園所実地指導は19園所で実施済み。 キャリアアップ研修1・2日目を実施(11月16日、29日) 市立園所のミドルリーダー研修を実施(11月21日、22日) オンラインを活用した講師招聘研修会を実施(0・1,2歳児保育実践部会、地域子育て支援担当者部会) 12月:小規模保育事業所実地指導は1施設で3回目実施済み。 民間園所実地指導は全21園所で実施完了。 市立園所の初任者研修を実施(12月1日、5日) キャリアアップ研修3日目を実施(12月15日)全3回実施完了。 県主催子育て支援員研修の施設見学は10月～12月で実施完了。 1月:小規模保育事業所実地指導は4施設で3回目実施済み。 キャリアアップ研修は、委託業者からの報告書提出待ち。 2月:小規模保育事業所は全7施設で実施完了。(6園は各3回、1園は4回)3月にキャリアアップ研修委託業者からの報告書提出予定。	→		
9	教育推進部	教育保育課	(視点)03生きがい(政策)07学ぶ 34. 児童・生徒の学力を向上させます	【戦略1-3】子ども一人ひとりが個性や生きる力を育むことができる環境を整備します	学校教育支援事業	中学校の部活動支援	・中学校部活動においては、より効果的で持続可能な部活動運営を行うため、新設する人材バンクなどを通じて部活動指導員の充実を図るとともに、ICTを活用した部活動支援についても効果を検証し、充実を図ります。 ・部活動の地域移行を推進する協議体の設置 ・学校部活動ではない地域部活動の設立 ・17時までの完全下校の実施 ・自転車通学のモデル実施の検討	・令和5年4月～5月 市費外部コーチ(各中学校3名)、部活動指導員(計14名)を配置 ICT部活動支援導入 ・ICT体育支援の検討 ・令和5年9月～10月 部活動指導員配置に係る補助金交付決定 ・令和6年2月 各事業に係る実績報告 各中学校へ部活動支援に関する調査の実施と検証	4月:市費外部コーチ、部活動指導員を順次配置中 5月:ICT部活動支援について市長とソフトバンクを交えて昨年度の報告会を実施 ソフトバンクと大塚YMCAとICT部活動支援について打ち合わせ 部活動指導員を配置し随時活動開始 6月:ICT部活動支援についてソフトバンクと協議、契約内容の確認 中学校2部活が実施予定 7月:ICT部活動支援について2部活運用開始 ICT体育支援について1校で実施 8月:全国大会に部活動指導員が帯同した。(陸上競技部) 9月:けやき坂小学校にてICT体育支援を実施 10月:定期的にICT部活動支援やICT体育支援を実施し、専門家からの指導助言を児童生徒への指導に生かしている。 11月:明峰小学校にてICT体育支援を実施、及び中間報告会の実施 12月:今年度の実施状況のアンケートを実施した。 1月:新規部活動指導員の面談を実施した。 2月:ICT部活動支援、ICT体育支援の実施終了しアンケートの実施	→		
10	教育推進部	教育政策課	(視点)行政経営改革大綱(政策)内部管理等 一、教育委員会事務局の事務		小学校運営事業 中学校運営事業 特別支援学校運営事業 市立認定こども園運営事業 市立保育所運営事業 市立幼稚園運営事業	学校園の電話機のICT化	学校に配置している固定電話をモバイル化する。(クラウドPBXの導入) 学校内で効率的に電話対応ができる環境を整備する。また、学校外での緊急時の対応においてもスマートフォンをビジネスフォンとして使用。	令和5年度対象のけやき坂小学校、多田保育所の方針を決定し、ICT化または更新を終えている。	4月:既導入校の状況を確認 5月:ICT化によるメリット、課題を整理 6月:更新対象校園の導入に向けた協議 7月:協議結果をもとに契約、設置工事 9月:令和6年度以降の方針について決定	★	4月:既に導入している川西北小、緑台中から課題や要望について確認。現地で事業者も立ち会い、改善できる課題に対応している状況。 5月:R5年度の導入校への方針や他校への展開について、庁内で協議。今年度導入校はICT化に向けて学校と調整。次年度以降の展開は効果やコスト面を検討した上で判断。 7月:導入予定のけやき坂小は、原因は不明のようだが、昨年度の不具合が解消しているとのこと。ICT化のコストや効果に課題があるため、導入は見送る。 導入校の利便性等の効果検証やランニングコストの抑制方法等を踏まえて、来年度の実施計画時に他校への展開について協議予定。 多田保育所はICT(クラウド化)ではなく、機器の変更で不具合の解消や利便性の向上を図れる見込みのためコストを抑えた改善案を進める。	教育総務課

R5事業実施プロセスシート

教育推進部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
11	教育推進部	教育政策課	(視点)行政経営改革大綱(政策)内部管理等 一、教育委員会事務局の事務		小学校運営事業 中学校運営事業 特別支援学校運営事業	<b>校門のオートロックシステム導入</b>	学校の校門または通用門を遠隔で施錠、開錠がおこなえるオートロックシステムを全校に導入する。	小学校 13校、中学校 5校に先行導入 整備に向けて課題を抱えている小学校3校、中学校2校、川西養護学校については今後の方針、スケジュールを決定	4月～ 先行導入校の設置工事 インターホン納品後に完了(時期未定) 運用開始 6月～ 未設置校の方針を協議 協議結果を踏まえて契約、設置工事に着手	→	4月:施工業者との打ち合わせでインターホンの納品が5月末と報告があったことから、その後、学校ごとに順次、施工していく予定。 5月:課題を抱えている学校については、文科省の交付金を活用して、R5年度中に整備する方針で決定。 6月:事業者が現地確認を終え、機器の納品も目処が立った。 7月:学校ごとに順次施工、完成した学校から使用。 8月:9月中旬に最初の学校の施工が終了する。運用方法を学校と協議し、10月から運用開始予定。その後は学校ごとに順次運用開始。 10月:東谷中、東谷小は運用開始。その他の学校は順次、施工しており、2学期または3学期初めから運用を開始できる見込み。 11月～9月補正で事業費を計上した学校について、事業者が現地確認等を行い、年度内の整備完了に向けて進めている。 2月:補正の追加分を含めて、3月末までに全校の整備を完了する見込み。	教育総務課
12	教育推進部	教育政策課	(視点)行政経営改革大綱(政策)内部管理等 一、教育委員会事務局の事務	【戦略1-5】登下校時などにおける子どもの見守りを強化します	小学校運営事業 中学校運営事業 特別支援学校運営事業	<b>ICTを活用した市内小・中学生の見守りサービスの導入</b>	保護者等がこどもの位置情報を知ることができるよう、ICTを活用した新しい見守り体制を構築する。	令和6年度からの事業実施に向けて具現化	4月:手法、費用等を民間企業からヒアリング 5月～ 防犯カメラを含めた見守り体制の充実に向けた取組み内容を検討 8月:実施計画を提出	★	4月:民間企業からヒアリングを実施し、事業化に向けて検討中 5月:課内で協議。 6月:委員会で事業内容を協議、実施計画の提出に向けて準備。 7月:来年度からの導入を検討するため、実施計画を提出。 10月:既存の仕組みを有効活用する方向性で庁内協議を終えた。	教育総務課
13	教育推進部	教育総務課	(視点)行政経営改革大綱(政策)内部管理等 一、教育委員会事務局の事務	【戦略1-5】登下校時などにおける子どもの見守りを強化します		<b>通学路安全点検結果に基づく重点要望箇所の選定</b>	通学路安全点検の実施結果に基づき、新規予算を伴う対応が必要となる箇所の中から、優先度が高い箇所を3か所選定し、対応の実現性を高める。	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路の安全対策が必要な箇所について、関係機関と連携し優先順位を決める。	5月:通学路の安全点検の実施について、各小学校へ通知 6月:各小学校から要注意点検箇所等の報告 7月～8月:学校(PTAや自治会等含む)・警察・道路管理者・教育委員会等で危険箇所に対する合同点検を実施 9月:危険箇所の状況により必要な対処方法を検討、道路管理者・警察等へ改善要望を提出 10月:関係所管により危険箇所に対する対応の検討・実施 1月:通学路安全対策推進会議において重点要望箇所を選定	→	4月:各小学校に発信する安全点検実施通知を準備。 5月:各小学校へ「通学路の安全点検の実施について」を通知。 6月:各小学校から要注意点検箇所等の報告、合同点検の日程調整。 7月:各小学校で合同点検を実施。 8月:各小学校で合同点検を実施。 9月:危険箇所の対処方法を検討し、道路管理者・警察等への改善要望を提出。 10月:関係所管において、危険箇所に対する対応の検討・実施。 11月:関係所管において、危険箇所に対する対応の検討・実施。 来年度以降の実施方法(時期・回数等)について部内協議。 12月:各所管より危険箇所の対処方法を受理。 1月:来年度以降の実施方法について、代表校長の了承を得て決定。 2月:通学路安全対策推進会議を開催し、今年度の対策未定箇所がなかったことから、重点対策要望箇所は選定なしと決定。各小学校へ「通学路合同安全点検の実施方法見直しについて」を通知。	道路管理課
14	教育推進部	教育政策課	(視点)05行政経営改革大綱(政策)内部管理等 一、教育委員会事務局の事務		教育推進事業	<b>学校園所の徴収金見直し</b>	各学校で異なる学校徴収金の状況を詳細に把握するとともに、公費負担・私費負担を整理して見直しを行う。	・徴収金の上限額を学校園所に明示 ・保護者負担、公費負担の区分を決定	5月:各学校へ状況調査を実施 6月～教育委員会内で検討 学校園所と調整 8月:方針決定 10月:方針決定を踏まえて予算要求	→	4月:各学校で昨年度に示した学校徴収金の基準額をもとに、令和5年度の金額を決定している。 5月:全校を対象に調査を実施。集約および課題を抽出している状況。 6月:顕在化した課題を整理。今後、委員会内で協議予定。 併せて、園所への調査内容を検討。 7月:学校の調査結果をもとに協議し、方向性を確認。園所には調査を依頼。 8月:徴収金の詳細について方針を検討。園所の調査結果をもとに方向性を協議。 10月:予算要求に向けて学校園所の具体的な見直し内容を検討。 11月～保護者負担の軽減に向けて公費で負担が必要と考えられる内容を予算要求。提出資料をもとに、必要性を財政課へ説明。 1月:予算要求の結果を踏まえて、市教委としての方針を決定。 2月:徴収金の上限額等を学校園長へ説明し、通知。	
15	教育推進部	教育政策課	(視点)05行政経営改革大綱(政策)内部管理等 一、教育委員会事務局の事務		教育推進事業	<b>夏季休業日、学校業務休止日の検討</b>	教育の質の向上、教職員の働き方改革に向けて、夏季休業日等のあり方を検討する。	休業日が確定し、保護者等への周知を終えている。	4月:教育委員会内で検討 6月:学校園の意見集約 7月:保護者にアンケート実施 9月:教育委員会内で検討 10月:方針決定	→	5月:教育大綱の策定プロセスの一つとして、中学生を対象にアンケートを実施。長期休業日に関する回答を集約し、その結果をもとに今後検討を進める。 6月、7月:中学生との交流会で休業日の意見、提案あり 8月:中学生の意見を含めて、教育委員会内で方向性を協議 検討事項やスケジュールを整理。 9月:教育委員会内で概ね方向性を決定。 10月:教団で協議し、その後、市長部局とも共有する予定。 11月:教育委員会の協議。 12月:関係者へ今後のスケジュール等を情報共有。 1月:関係者へ説明。1月から始める意見交換会のメンバーを選出。 1月:第1回目の意見交換会を開催。1回目は保護者、学校等から見たそれぞれの現状や課題等を共有。 2月:第2回意見交換会の議論内容を検討。資料の作成準備。	
16	教育推進部	入園所相談課	(視点)03生きがい(政策)06育つ 31.子どもの健やかな育ちを実現します		留守家庭児童育成クラブ事業	<b>夏季休業期間中の昼食提供サービスの実施</b>	市立留守家庭児童育成クラブでは、現在弁当持参としているが、希望する児童に対して、夏季休業期間中に、中学校給食センターによる昼食配食サービスを実施する。	夏季休業期間中に、中学校給食センター事業者により、安全・安心な昼食配食サービスが実施されている。	令和5年4～5月:利用者数把握のためのアンケート 令和5年5～6月:実施の周知・注文受付 令和5年7～8月:昼食配食サービス実施 令和5年9～12月:実施効果の検証や改善など	→	4月:利用者数把握アンケート実施に向けた事業者との調整、給食課との調整 5月:事業者による利用者数把握アンケートの実施と集計 6月:実施の周知と注文受付開始 7月:昼食配食サービス実施 (7月25日時点:配食サービス利用児童:856名) 8月:昼食配食サービス終了 (昼食配食サービス利用児童:870名、注文数11,787食) 10月:事業実施の検証 11～2月:事業実施の検証結果を踏まえて、次年度へ向けた改善などを事業者と調整	給食課